

那須塩原市公用車メンテナンスサービス業務委託仕様書

1 業務の名称 那須塩原市公用車メンテナンスサービス業務委託

2 業務の目的

公用車の管理は、車両を所管する所属課の職員が保守・点検のみならず、整備工場との折衝、タイヤ交換、予算管理、会計事務などが必要になり、職員の本来業務を圧迫している状況である。また、車両の維持管理は、各所属で考え方が異なり、必要最低限の修繕しかされていないケースがある。

車両の点検管理、タイヤ交換、軽微な修繕業務を包括的に委託することにより、職員の事務負担軽減、車両の安全性の向上、車両の長寿命化及び行政運営の効率化を図ることを目的とする。

3 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

4 履行箇所 那須塩原市共墾社108番地2 ほか

5 業務の内容

受託者は、対象車両に対し、以下の業務を包括的に実施するものとする。

ア 整備工場等の選定、作業指示及び進捗管理

イ 各車両の法定点検（6ヶ月・12ヶ月）及び継続車検の期日管理並びに実施スケジュールの調整

ウ 一般整備・故障修理

エ タイヤ交換、管理及び保管業務

オ 車両ごとの整備履歴等の報告業務

カ 消耗品交換

詳細は、別添仕様書業務明細を参照すること。

以下の業務は、原則対象外とする。

ア 車両付随架装部（例：拡声器、特装機器等）の点検、修理、取り替え

イ ラッピングやマーキング等の書換・張替

ウ 事故等による外的要因修理（事故の場合は、市加入の任意保険で対応）

エ 経年劣化（サビ・腐食等）／ 感覚的現象（品質・機能に影響ない範囲）

オ 委託者過失（キー閉じ込み、ガス欠、誤給油等）

カ 燃料補給

キ 車両清掃（外内装）

6 対象車両及び保管場所 別添公用車メンテナンスサービス車両一覧のとおり

- 7 成果物 月次業務実績報告書（毎月、委託料の請求時に提出）
- 8 提案上限額 履行期間合計 89,050,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 9 支払条件 毎月払
- 10 その他 毎月の請求書は、市の指定により分割すること。